

## ○焼津市個人情報保護条例

平成 14 年 12 月 25 日条例第 35 号

改正

平成 18 年 3 月 23 日条例第 3 号

平成 20 年 10 月 7 日条例第 26 号

平成 21 年 6 月 26 日条例第 17 号

平成 23 年 3 月 24 日条例第 9 号

平成 25 年 3 月 27 日条例第 21 号

平成 27 年 10 月 2 日条例第 30 号

### 焼津市個人情報保護条例

#### 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 実施機関における個人情報の取扱い（第 6 条—第 14 条）

第 3 章 開示、訂正及び利用停止

第 1 節 開示（第 15 条—第 27 条）

第 2 節 訂正（第 28 条—第 34 条）

第 3 節 利用停止（第 35 条—第 39 条）

第 4 節 不服申立て（第 40 条—第 42 条）

第 4 章 雑則（第 43 条—第 47 条）

第 5 章 罰則（第 48 条—第 52 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに市における個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めることにより、市政の公正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 実施機関 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

（2） 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（3） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

2 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で規則で定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 実施機関における個人情報の取扱い

（個人情報取扱事務の登録）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報が記録される対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先

(7) その他規則で定める事項

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。
  - (1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
  - (2) 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務
  - (3) 法人等の役員に関する事項又は事業を営む個人の当該事業に関する事項のみを取り扱う事務
- 4 実施機関は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

(個人情報の収集等の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- 3 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 所在不明、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。
  - (6) 他の実施機関から次条各号（第7号を除く。）のいずれかに該当することにより提供を受けるとき。
  - (7) 争訟、選考、指導、相談等の事務を処理する場合であって、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
  - (8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「国等」という。）から収集する場合であって、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。
  - (9) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外の者から収集することが明らかに本人の利益になるときその他本人以外の者から収集することについて特別の理由があるとき。
- 4 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき又は利用目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができないときは、この限りでない。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を、当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 同一実施機関の内部で利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、当該実施機関又は他の実施機関の権限に属する事務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があると認められるとき。
- (7) 国等に提供する場合であって、当該国等の権限に属する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があると認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他本人以外の者に提供することについて特別の理由があるとき。

（特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（提供先に対する措置要求）

第9条 実施機関は、第8条の規定に基づき、実施機関以外の者に個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（オンライン結合による提供の制限）

第10条 実施機関は、法令等の定めによる場合を除くほか、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算組織と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）による個人情報の提供を行ってはならない。

（個人情報の適正管理）

第11条 実施機関は、利用目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最

新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、利用目的に照らし、保有する必要がない又は保有する必要がなくなった個人情報については、これを確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(職員等の責務)

第 12 条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託等に伴う措置)

第 13 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託するとき又は公の施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第 14 条 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託した者又は公の施設の管理を行う指定管理者は、受託した業務又は公の施設の管理の業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第 3 章 開示、訂正及び利用停止

#### 第 1 節 開示

(開示請求権)

第 15 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する公文書に記録されている自己を本人とする個人情報（第 6 条第 3 項第 1 号に規定する事務に係るものを除く。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。この章及び次章において同じ。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手續)

第 16 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 前条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者又は成年被後見人の別

(3) 開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項

(4) 開示請求をする者が求める開示の方法

2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る個人情報の本人であるこ

と（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類であって、規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（個人情報の開示義務）

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

（1）法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関若しくは県の機関の明示の指示その他これに類する行為により、開示することができないとされている情報

（2）開示請求者（第15条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

（3）開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分

（4）法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市の機関及び国等の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 指導、相談、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第 18 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第 3 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(個人情報の存否に関する情報)

第 19 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 20 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示を実施する日時及び場所その他開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（理由等の記載）

第 21 条 実施機関は、前条第 1 項に規定する開示請求に係る個人情報の一部を開示しない決定をしたとき又は同条第 2 項に規定する開示請求に係る個人情報の全部を開示しない決定をしたときは、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由を同条各項の書面に記載しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、一定の期間の経過により当該個人情報の全部又は一部の開示をすることができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

（開示決定等の期限）

第 22 条 第 20 条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して 15 日以内にしなければならない。ただし、第 16 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して 45 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この項の規定を適用する旨及びその理由

（2）残りの個人情報について開示決定等を行う期限

（事案の移送）

第 23 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第20条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第24条 開示請求に係る個人情報に市、国等及び開示請求者以外の者（以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第17条第3号イ又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第40条及び第41条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第25条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、開示請求に係る個人情報の本人であること（第15条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類であつて、規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

（他の法令等による開示の実施との調整）

第26条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報（特定個人情報を除く。）が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本

文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

- 3 第1項に規定する他の法令等の規定による開示を受けた場合には、第28条及び第35条の規定の適用については、開示決定に基づき個人情報の開示を受けたものとみなす。

(手数料等)

第27条 この節の規定による個人情報の開示に係る手数料は、徴収しない。

- 2 開示請求をして文書又は図画の写しその他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

## 第2節 訂正

(訂正請求権)

第28条 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己を本人とする個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって訂正請求をすることができる。

- 3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第29条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 前条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者又は成年被後見人の別

(3) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項

(4) 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類であって、規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の訂正義務)

第30条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第31条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第 32 条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 29 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第 33 条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第 23 条第 3 項の規定に基づく開示に係るものであるときその他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 31 条第 1 項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第 34 条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第 3 節 利用停止

(利用停止請求権)

第 35 条 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己を本人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第 7 条の規定に違反して収集されたとき、第 8 条若しくは第 8 条の 2 の規定に違反して利用されているとき、第 11 条第 3 項の規定に違反して保有されているとき、番

号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 8 条、第 10 条又は番号法第 19 条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から起算して 90 日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第 36 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 前条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者又は成年被後見人の別

(3) 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項

(4) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、利用停止請求に係る個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類であって、規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の利用停止義務）

第 37 条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の目的及び性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第 38 条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第 39 条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 36 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第 4 節 不服申立て

(審査会への諮問)

第 40 条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、焼津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 42 条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。

(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第 41 条 前条第 1 項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第42条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思表示をしている場合に限る。)

#### 第4章 雑則

(適用除外)

第43条 第2章、前章及び次章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第52条第1項に規定する個人情報
  - (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報(同法第2条第11項の調査票情報をいう。)に含まれる個人情報
  - (3) 市の図書館その他の施設において市民の利用に供することを目的として管理している公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるものに記録されている個人情報
- 2 前章の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)その他の法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されないこととされた個人情報については、適用しない。

(苦情処理)

第44条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第45条 自己を本人とする個人情報に係る実施機関の取扱いについて、当該本人から書面により是正の申出があったときは、当該申出を受けた実施機関は、速やかに、必要な調査を行った上で、当該申出に対する処理を行い、当該申出をした者に対し、当該処理の内容(当該申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあっては、その理由を含む。)を書面により通知しなければならない。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項に規定する是正の申出をすることができる。

3 前2項の場合において、是正の申出をする者は、当該申出に係る個人情報の本人であること(前項の規定による是正の申出にあっては、当該申出に係る個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類であって、規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

(運用状況の公表)

第46条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### 第5章 罰則

第48条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第1項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録

された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物である公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第49条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第51条 第14条第1項の業務を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は同項の業務を行う法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第48条又は第49条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第52条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に実施機関が行った個人情報の収集、利用又は提供は、この条例の規定により行われたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第6条第2項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行われている個人情報取扱事務については、この条例の施行の日以後、速やかに」とする。

（大井川町の編入に伴う経過措置）

4 大井川町の編入の日（以下「編入日」という。）前に大井川町個人情報保護条例（平成17年大井川町条例第4号。以下「編入前の大井川町条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為（個人情報取扱事務の登録を除く。）は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

5 次に掲げる個人情報取扱事務についての第6条第2項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「大井川町の編入及び焼津・大井川学校給食組合の解散に伴い編入前の大井川町及び解散前の焼津・大井川学校給食組合から個人情報取扱事務を承継するに際しては、当該承継の日以後速やかに」とする。

（1） 大井川町の編入に伴い編入前の大井川町から承継した個人情報取扱事務であって、大井川町の編入前の市においてこれに相当する個人情報を取り扱う事務を行っていないもの

（2） 焼津・大井川学校給食組合の解散に伴い解散前の焼津・大井川学校給食組合から

承継した個人情報取扱事務

- 6 編入日前に編入前の大井川町条例の規定によりされた個人情報の開示、訂正、削除及び利用等停止の請求に対する決定については、編入前の大井川町条例の規定の例による。
- 7 編入日前にした編入前の大井川町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、編入前の大井川町条例の規定の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 23 日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現にされている改正前の焼津市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 14 条の規定による開示請求は改正後の焼津市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第 15 条の規定による開示請求と、旧条例第 22 条の規定による訂正請求は新条例第 28 条の規定による訂正請求と、旧条例第 25 条の規定による利用停止請求は新条例第 35 条の規定による利用停止請求と、旧条例第 32 条の規定による是正の申出は新条例第 45 条の規定による是正の申出とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にされている旧条例第 28 条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、新条例第 40 条第 1 項に規定する同法による不服申立てとみなす。
- 4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 10 月 7 日条例第 26 号）

この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 26 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日条例第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（焼津市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 この条例による改正前の焼津市個人情報保護条例（以下「改正前の個人情報保護条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により市長に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、管理者がした処分その他の行為又は管理者に対してされた請求その他の行為とみなす。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日条例第 21 号）

この条例は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。（後略）

附 則（平成 27 年 10 月 2 日条例第 30 号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の施行の日（平成 27 年 10 月 5 日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第 1 条中焼津市個人情報保護条例第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項ただし書の改

正規定、第8条の改正規定（「個人情報を取り扱う事務の目的」を「利用目的」に改める部分に限る。）、第11条第1項及び第3項の改正規定並びに第17条第3号の改正規定 公布の日

(2) 第2条の規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

○焼津市個人情報保護条例施行規則

平成 18 年 3 月 23 日規則第 9 号

改正

平成 27 年 11 月 11 日規則第 36 号

焼津市個人情報保護条例施行規則

焼津市個人情報保護条例施行規則（平成 14 年焼津市規則第 55 号）の全部を改正する。

（出資法人）

第 1 条 焼津市個人情報保護条例（平成 14 年焼津市条例第 35 号。以下「条例」という。）

第 4 条第 2 項の市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で規則で定めるものは、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人とする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿（別記様式）によるものとする。

（個人情報取扱事務登録簿への記載事項）

第 3 条 条例第 6 条第 1 項第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）個人情報取扱事務を開始する年月日（登録した事項を変更する場合にあっては、変更する年月日）
- （2）個人情報取扱事務を行う根拠となる法令等の名称及び条項
- （3）個人情報の収集方法及び収集時期
- （4）個人情報の記録形態及び保存年限
- （5）個人情報の電子計算機処理の有無
- （6）個人情報の実施機関内部における利用及び実施機関以外の者への提供の有無
- （7）条例第 10 条に規定するオンライン結合による個人情報の提供の有無
- （8）個人情報の処理の委託の有無
- （9）他の法令等による開示制度の有無
- （10）個人情報が記録されている主な公文書の名称

（本人等の確認のための書類）

第 4 条 条例第 16 条第 2 項、第 25 条第 2 項、第 29 条第 2 項、第 36 条第 2 項及び第 45 条第 3

項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- （1）本人 運転免許証、旅券、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）その他本人であることを確認するに足りる書類
- （2）法定代理人
  - ア 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類
  - イ 運転免許証、旅券、個人番号カードその他本人の法定代理人本人であることを確認するに足りる書類
- （3）委任による代理人

- ア 開示請求等に係る本人の委任状その他任意代理人の資格を証明する書類
- イ 運転免許証、旅券、個人番号カードその他本人の委任による代理人本人であることを確認するに足りる書類
- ウ 開示請求等に係る本人の第1号に掲げる書類の写し  
(第三者に対する意見書提出に係る通知への記載事項)

第5条 条例第24条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求に係る個人情報記録されている公文書の名称
- (2) 開示請求の年月日
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

第6条 条例第24条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求に係る個人情報記録されている公文書の名称
- (2) 開示請求の年月日
- (3) 条例第24条第2項の規定を適用する理由
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限  
(電磁的記録の開示方法)

第7条 条例第25条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ又はビデオテープ内に記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付
- (2) その他の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)により行うことができるもの
  - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
  - イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
  - ウ 当該電磁的記録をフレキシブルディスク、光ディスクその他これらに準ずる物(以下「フレキシブルディスク等」という。)に複写したものの交付

2 個人情報記録された文書、図画等の写し(前項第1号に規定する録音カセットテープ又はビデオカセットテープに複写したもの並びに同項第2号アに規定する用紙に出力したもの及び同号ウに規定するフレキシブルディスク等に複写したものを含む。)の交付部数は、一の開示請求につき1部とする。

(是正の申出をする書面への記載事項)

第8条 条例第45条第1項に規定する是正の申出をする書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 是正の申出をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 条例第45条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって是正の申出をする場合にあっては、当該本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者又は成年被後見人の別
- (3) 条例第45条第2項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって是正の申出をする場合にあっては、当該本人の氏名及び住所又は居所並びに当該申出が本人

## の委任に基づく旨

- (4) 是正の申出に係る個人情報 を特定するに足りる事項
- (5) 是正の申出の趣旨及び理由
- (6) 是正の申出をする者の連絡先

### 附 則

この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 11 日規則第 36 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第 4 条の規定は、この規則の施行の日以後になされる開示請求等（焼津市個人情報保護条例（平成 14 年焼津市条例第 35 号。以下「条例」という。）第 15 条第 1 項に規定する開示請求、条例第 28 条第 1 項に規定する訂正請求及び条例第 35 条第 2 項に規定する利用停止請求をいう。）について適用し、同日前になされる開示請求等については、なお従前の例による。

別記様式

個人情報取扱事務登録簿

(第1片)

		整理番号			
実施機関名		開始年月日	年	月	日
所管課名	部 課	変更年月日	年	月	日
				事務区分	<input type="checkbox"/> 共通 <input type="checkbox"/> 固有
事務の名称					
事務の目的					
対象者の範囲		根拠法令等			
個人情報 の 記録 項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	経歴成績事項	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位・役職 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	経済的事項	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 課税状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 障害の程度 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	家庭状況等	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	生活事項	<input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 生活行動 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	思想信条等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ( ) 収集根拠： <input type="checkbox"/> 法令等 (法令名等 ) <input type="checkbox"/> 事務の目的達成に不可欠			
その他	<input type="checkbox"/> その他 ( )				
収集先		目的外利用・外部提供		外部委託	
<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内 ( ) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 ( ) <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 他の地方公共団体 ( ) <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 実施機関内 ( ) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 ( ) <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 他の地方公共団体 ( ) <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (委託内容)	
収集方法	方法	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 申告書 <input type="checkbox"/> 届出書 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
及び時期	時期	<input type="checkbox"/> 随時 <input type="checkbox"/> 定期 ( <input type="checkbox"/> 年単位 <input type="checkbox"/> 月単位 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )			
記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気テープ・磁気ディスク <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> その他 ( )			保存年限	( ) 年
電算処理	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (システム： )				
オンライン結合	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (相手方の名称 )				
他の開示制度	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (法令等の名称 )				
個人情報 が記録 されている 主な公文 書の名称					
備考					

## (第2片)

整理番号

対象者の範囲			
個人情報 の記録 項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	経歴成績事項	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位・役職 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	経済的事項	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 課税状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 障害の程度 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	家庭状況等	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	生活事項	<input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 生活行動 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	思想信条等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ( ) <input type="checkbox"/> 事務の目的達成に不可欠	
	その他	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
収集先		目的外利用・外部提供	外部委託
<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内 ( ) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 ( ) <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 他の地方公共団体 ( ) <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 実施機関内 ( ) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 ( ) <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 他の地方公共団体 ( ) <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (委託内容)
収集方法及び時期	方法	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 申告書 <input type="checkbox"/> 届出書 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	時期	<input type="checkbox"/> 随時 <input type="checkbox"/> 定期 ( <input type="checkbox"/> 年単位 <input type="checkbox"/> 月単位 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )	
記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気テープ・磁気ディスク <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> その他 ( )	保存年限	( )年
電算処理	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (システム: )		
オンライン結合	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (相手方の名称 )		
他の開示制度	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (法令等の名称 )		
個人情報が記録されている主な公文書の名称			
備考			